

**第 1 3 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 6 年 1 月 1 5 日

川薩地区法定合併協議会

第13回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成16年1月15日(水)

開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)

開 会 午後2時25分

閉 会 午後3時48分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎		
委 員	岩 下 早 人	今 村 妙 子	帯 田 博 美
	宮 脇 秀 隆	田 島 春 良	中 島 増 夫
	石 塚 政 揮	上 野 一 誠	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 児 工
	今 村 松 男	里 永 十 藏	村 原 政 和
	肥 後 耕 作	川 畑 ・ 二	平 林 徳 子
	塩 田 至	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平
	外 園 加 一	純 浦 勝 志	山 下 廣 江
	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝
	宮 和 勇	日 笠 山 直 宏	宮 野 イ ネ 子
	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎	中 野 捷
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子

以上47名

顧問 西中須 浩 一

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

今別府 哲 矢	岩 切 秀 雄	田 中 憲 夫
宮 元 泰 子	福 元 忠 一	山 本 佐 敏
田 島 忠 志		

以上 7名

専門部会長等	福 留 久 根	平 敏 孝	岩 下 晃 治
	村 尾 光 政	新 武 博	岩 下 満 志
	本 田 憲 證	上 戸 健 次	木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田 中 良 二		
事務局次長	川 野 眞 司		
事務局員	森 園 一 春	村 岡 斎 哲	橋 口 堅
	奥 平 幸 己	上須田 敏 秋	大 毛 昭 徳
	井手上 和 洋	平 利 朗	久 米 道 秋
	堀 切 良 一	田 代 健 一	古 川 太 司
	古 川 英 利	江 口 洋	山 内 拓 也
	堀之内 孝 充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 提案事項

提案第54号 合併協定書案について

(2) 名付け親大賞等の選定(抽選)

(3) 報告事項

第8回新市名称等検討小委員会の報告について

薩摩川内市まちづくり計画について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

各市町村住民説明会日程(予定)について

(4) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目(46項目)の協議状況

合併協議会スケジュール

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料でございますが、資料 1、協議会会次第。資料 2、協議会資料。資料 3 - 1、合併協定書案。資料 3 - 2、合併協定書案（新市地域情報化計画）。資料 3 - 3、合併協定書案（薩摩川内市まちづくり計画）。資料 3 - 4、合併協定書案（参考資料）。資料 3 - 5、一部事務組合等の取扱い（その 1）について。資料 4、薩摩川内市応募者一覧表でございます。よろしいでしょうか。

なお、資料 4 につきましては、協議会委員のみの配付となっております。また、資料 4 につきましては、個人の住所、氏名等が記載されておりますので、プライバシー保護の観点から会議終了後に回収いたしますので、机の上にそのまま置いておられますようお願いいたします。

それから携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切られるか、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。

それでは、ただいまから第 13 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆様、新年あけましておめでとうございます。

今日は、正月 15 日を経過いたしまして、小正月ということになっております。まだまだ年始のことでございますので、皆様方には大変何かとご多用中のこととは存じますが、こうして第 13 回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、万障繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年は新春早々から、極めてお天気もよくて、皆様方にはお家族お揃いで、元気ないい年をお迎えになったことだろうと期待しているところでございます。本年 1 年が、皆様方にとりまして、またこの 1 市 4 町 4 村の地域におきましても、全て平穏な、そして明るい年になりますように、皆さん方とまずもってご祈念を申し上げたいと思う次第でございます。

ところで、1 月 19 日から通常国会が始まりますが、これまでにいろいろと小泉内閣が提唱してまいりました行財政改革、特に三位一体の改革、あるいはまた、総理の諮問機関でございます地方制度調査会等におきます、合併等を含めたいろんな地方自治の組織に関わります関係等につきましても、法制化されるのではなかろうかと、提案が予想されているところでございます。地方制度、あるいは規制緩和等の各種改革が、本年度以降、法制化されていくと、具体化されていくというようでございます。

この動きを受けまして、県内でも今後の各市町村の行財政運営につきましては、昨年以上に活発な協議が行われていくものと思われませんが、住民福祉の向上がさらに発展的に進

められますように、お互いにこの改革、変革の潮流に乗り遅れないように、潮流の変化を見逃さないように、我々行政を預かる者といたしましては、十二分、配慮をしながらやっていかなければならないと、かように思っているところでございます。

私ども川薩地区法定合併協議会では、そういう意味におきまして、長期的な展望に立ちまして、長期的な利益とは何かの議論をしながら、地域全体の発展のための共通認識を築いて、今日まできたところでございます。その集大成が、合併を迎えるということになってきているところでございます。

また、地区コミュニティを中心とした住民活動を基に、各地域の持つ恵まれた資産、あるいは潜在力をフルに活用して、地域活力を向上させる基盤づくりの骨格を皆様にお示しすることになるわけでございますが、住民の皆様方をはじめ、関係者一丸となって、地域をリードする、個性際立った魅力的な薩摩川内市になるための肉づけをしていく作業がこれからまた新たに始まるものでございます。

これまでの合併協議の集大成が、間もなく始まります、新市まちづくり計画等を中心にいたしました住民説明会で説明がなされることとなりますが、各市町村におかれましても、先ほどから申し上げておりますとおり、三位一体の行財政改革の中で、新年度における地方交付税の一層の削減方針、合併しない場合の単独市町村での財政運営などについて、住民の皆様方に充分説明をしていただくようお願いを申し上げます。

また、一連の説明会では、薩摩川内市がさらに飛躍していくための礎を築くためのスタート台となりますように、住民の皆様方には、是非、地区の説明会にご出席をいただきまして、深い深いご理解と、長期的な視野での未来に何を、21世紀の若者、次の世代を担う子供達に残していくかどうかを議論いただければ、大変ありがたいと思う次第であります。

なお、大きな事務の進捗といたしましては、新市まちづくり計画につきましては、9市町村の枠組みによります、薩摩川内市の計画といたしまして、12月24日に法定協議会のご承認をいただきましたが、早速、合併特例法に定められました手続きに添って、1月5日に総務省に直接提出をいたしたところでございまして、無事に受理されたところでございます。計画策定の一連の事務作業は全て終了ということに、これで相成ったところでございますので、ご報告を申し上げておきたいと存じます。

ところで、薩摩東部地区関連の一部事務組合の取扱いにつきましてでございますが、現在の住民サービスの水準を落とすことなく、維持向上することを大前提といたしまして、薩摩東部地区合併協議会との協議を、昨年暮れからも鋭意続けてきているところでございますが、鹿児島県の調整案のご提示、ご指導もございまして、昨日夕刻、薩摩郡東部衛生処理組合の管理者と、川薩地区法定合併協議会の管理者、私と協議をいたしまして、委託方式として薩摩川内市施行後の日に、旧入来町と旧祁答院町の区域内の処理を東部衛生処理組合のほうに委託することで了承を得たところでございます。

なお、川薩地区介護保険組合につきましては、一部事務組合を継続するというところで、

調整方針案でそれぞれ合意に達したところでございます。

なお、東部衛生処理組合の関係等につきましては、このあと、まだいろいろとご要望、あるいは付帯条件等をつけておられますので、これらにつきましては、さらに両方で協議をしていくことにいたしているところであります。

合併までに財産の取扱い等の協議等もございまして、県におかれましては、引き続き温かいご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

現在、本地区内での合併を巡る様々な動きもございまして、川薩地区法定合併協議会は、9市町村の枠組みで、これまでに積み上げてきました共通認識のもとに立ちまして、これからは一丸となって、合併に向けた作業を継続してまいりたいと存じますので、委員各位におかれましては、それぞれのお立場から、ご協力、ご支援、ご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

終わりに当たりまして、本日もこの協議会のために、顧問をお引き受けいただいております、県地方課の西中須合併推進室長様をはじめ、馬場川内総務事務所長さんにもご臨席でございます。どうかひとつ本日もよろしくご指導賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。開会の時間が大変遅れましたことに対しましても、深くお詫びを申し上げて、あいさつといたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 46 名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それでは協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いをいたします。

森卓朗会長

では、しばらく会議の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へ、今、お手元にお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

それでは、ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員のお名前を言っていただいて、発言をしていただきますようお願いいたします。

では早速、これから議事に入りますけれども、議案審議に入ります前に、ここで本日の議事内容全般的に概略を説明しておきたいと存じますので、田中事務局長のほうから説明

をいたさせます。事務局長。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。本日の資料2の1ページをお願いいたします。

本日の3番目に議事がございますが、3が議事でございますが、(1)が提案事項、1件でございます。提案第54号、合併協定書案でございます。本日は案の概要と、これまでとの変更点の説明をいたしますが、各市町村への持ち帰りとなります。

(2)が名付け親大賞の選定(抽選)でございます。新市名称として薩摩川内市に応募されました792名の皆様の中から、本日、名付け親大賞1名と、名付け親賞10名の抽選を行い、選定いたします。

それから(3)の報告事項が6件でございます。新規的なものといたしましては、の第8回新市名称等検討小委員会の報告につきましては、12月24日の協議結果をご報告いたします。

それからの薩摩川内市まちづくり計画につきましては、先ほど会長のごあいさつにございましたとおり、新市のまちづくり計画を総務省へ直接提出し、受理されましたことを担当が報告いたします。

それから各市町村住民説明会の日程につきましては、一部日程の変更をお知らせいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま本日の会議の全般的な協議内容等について、ご説明を申し上げました。

では、ただいまから提案事項につきまして、協議をまいります。

まず提案第54号、合併協定書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。資料2の5ページをお開き下さい。

提案第54号、合併協定書案について、次のとおり提案するものでございます。

内容は別紙によりまして、後ほど詳しく説明いたします。

この次のページの6ページをお開き下さい。スケジュールを申し上げます。

この合併協定書案は、本日、1月15日の提案でございますけれども、各市町村への持ち帰りとなりまして、2月19日の法定協におきまして承認をいただきたいと考えております。なお、2月19日は調印式の当日となります。

なお、この提案内容につきまして、各市町村の意見につきましては、1月21日までに

報告していただき、1月22日の幹事会で取りまとめ、1月29日の法定協に報告予定でございます。本件につきましては、先の幹事会でお願いしたところでございます。

それでは、資料といたしまして資料の3 - 1をお願いいたします。資料の3 - 1が合併協定書の案でございます。

なお、本日の配布の関連資料といたしましては、たくさんございますが、資料の3 - 1関連が、3 - 2から3 - 5までが合併協定書案の関連資料となります。

それではまず資料の3 - 1の表紙をお開き下さい。お開きいただきますと、左のページが目次となっております。

昨年、7月10日から12月24日の間に、12回の法定協と8回の新市名称検討小委員会におきまして、慎重審議されました46項目の列記でございます。

そして1ページの冒頭には、合併協定項目の1番目、合併の方式がございますけれども、法定協で承認されました46項目の調整方針を順次記載しております。

それでは主なところだけ申し上げますが、この資料の3ページと4ページをお願いいたします。

12番目に、事務組織及び機構の取扱いがございますけれども、本日は参考資料として資料の3 - 4を添付しておりますので、後ほどご参照下さるようにご紹介いたします。

それから4ページと5ページをお開き下さい。

4ページの13、一部事務組合等の取扱い(その1)でございますが、次のページ、5ページの上の8のところでございますが、祁答院町の施設でございます、財団法人鹿児島勤労者いこいの村と、番号の11、こしき海洋深層水株式会社と甑島商船株式会社を追記しております。本件につきましては、位置づけを株式財産の観点から、協定項目の5、財産の取扱いとするか、組織形態の観点から、13、一部事務組合等の取扱い(その1)とするかを検討いたしまして、ここの区分としたものでございます。この本件につきましてはの本日の参考資料は、資料の3 - 5ということで提出しておりますので、これも後ほどご参照下さい。

それから同じく5ページの13、一部事務組合等の取扱い(その2)でございます。

会長のごあいさつにもございましたように、東部地区との一部事務関係の2件につきまして、次のように修正しております。まず内容の説明をいたしましてから、次に主な経過も説明させていただきます。

それでは5ページの中ほど、13、一部事務組合等の取扱い(その2)でございますが、1番目が、「薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。委託料の額及び財産並びに職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。」ということに変更しております。

それから3番目の、「川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・

東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。」この3番目につきましては、内容的にはいわゆる一部事務組合、一組の継続ということでございます。

ただいま説明いたしましたように、番号の1の衛生関係につきましては、12月24日の法定協におきましては、2町分を新市直轄とする協議方針でございましたが、昨日の会長協議によりまして、2町分を組合に委託する方式での提案となっております。

それからその2番目に串木野樋脇清掃組合との決定事項が書いてございますが、一組に係ります意思決定と調整方針の平等性から、1番と2番目の表現は同じ内容となっております。

それから3番目の介護保険につきましては、12月24日につきましては、新市直轄の協議方針でございましたが、本日、一部事務組合方式の継続ということで、ご提案申し上げます。

それでは経過の説明をいたしますが、関連がございますので、前の資料、資料2に戻りますが、お手数ですが、資料2の16ページをお願いいたします。

昨年12月24日と同様の説明に形態になりますけれども、重要な関連がございますので説明させていただきます。

なお、少しお時間をいただきまして、長くなりますけれども、極めて重要な項目でありまして、また、年末、それから年始、大きな動きがございますので、これから説明いたします。

まず昨年12月24日が川薩地区の法定協でございまして、先ほど説明いたしましたように、衛生も介護の直轄の協議方針で承認されております。それから12月25日から、記載のとおり動きがありますので、内容を説明いたします。

12月25日、県庁の県副知事、出納長、総務部長、西中須室長に協議状況を報告しております。

それから1月6日、県庁におきまして、西中須室長と協議を行いました。県といたしましては、昨年末から東部地区に対しまして、衛生業務を一組でなく、委託方式とする調整案を提示し、検討させているということでございます。

同日、1月6日、川内市役所内で、薩摩東部法定協の事務局長、次長との協議を行いました。東部の事務局といたしましては、12月23日の3町長・助役の協議結果として、1点目が衛生も介護も一組の継続でお願いしたいということ、2点目が3町の直轄方式では新まちの財政運営が極めて厳しいということの報告がありました。

それから記載はしてございませんけど、動きといたしまして、1月7日付で東部の法定協から、一部事務組合に係る打開策案というタイトルでFAX文書の送付がありました。内容といたしましては、打開策案ということで、1点目が衛生については一組継続の方針で協議をお願いしたいということ、2点目は一組継続ができない場合、新市と新町の新た

な一組が設立されるまでの間は、入来町と祁答院町分を委託、受託する方式とする。3番目が新市長と新町長の間で、県地方課長、市町村合併推進室長の立ち会いのもと、基本的な事項の確認契約書を取り交わす。以上の方向で調整を図るものとするという記載でございました。

それを受けまして、ここには記載してございませんが、1月8日、先週、幹事会がございまして、その中で我々事務局といたしましては、12月24日が協議方針としての承認でございましたので、1月15日、本日の提案が調整方針に変更される可能性があることを含めて説明し、幹事会としては了承されました。

それからこれも記載してございませんので、口頭でご報告いたします。

幹事会同日、1月8日、助役会を開催いたしまして、これまでの協議経過や、県が東部地区に示しました打開調整案の状況、串木野樋脇清掃組合との取扱い、整合、バランスを総合的に勘案いたしまして、衛生については入来町と祁答院町分を委託する方式と、介護については一組継続を東部法定協に伝えることを確認いたしました。

なお、後ほども出てまいりますけれども、この衛生業務を委託方式でよとする理由といたしましては、主な点だけ申し上げますが、基本的には県のほうが仲裁の労を取っていただきまして、東部にご提示されました調整案の検討結果といたしまして、1点目が委託方式でございますと、東部地区が直轄方式の課題としている住民サービスの維持、物の流れ、住民負担の軽減、現有施設の有効活用は全て解決するということ、2点目がすでに決定済みの串木野樋脇清掃組合との調整方針を合わせ、整合、バランスを取る必要があるということ、それから3点目が東部地区に対しましては、川薩地区12月24日の意思決定として、衛生も介護も直轄の協議方針から、衛生は委託で介護は一組継続という大幅な譲歩、歩み寄りになっているということでございます。

それからFAXの中に、一組を表記して欲しいというようなことがございましたが、この事務レベルの検討結果といたしましては、1点目が新市長と新町長の確認契約書は、新市長と新議会の権限に属するものであるということ、2点目が同じく決定済みの串木野樋脇清掃組合とのバランスがあるということ、3点目が東部地区から将来の一組等、出てまいりますけれども、東部衛生組合の経営合理化が必要とされていること、4点目が浄化槽の点検委託料に大幅な差額問題がありますが、東部地区としての調整が必要であるということでございます。

それから1月9日が、記載されておりますけれども、宮之城町の役場内で薩摩東部法定協の事務局長、次長と協議いたしました。

内容といたしましては、東部の事務局からは、1点目が引き続き一組継続でお願いしたいということ、2点目が衛生については2町分の委託、受託でもよいけれども、一組が設立されるまでの間は委託方式とか、期限を明記した覚書、担保が欲しいという要望がございました。

川薩事務局といたしましては、まず衛生について、2町分を委託する方式と、介護の一組継続を東部に協議文書、メモ文書として渡しました。2点目は川薩の立場から、合併協定項目以外に覚書を取り交わすことの困難さと合わせまして、1月8日の助役会の意見集約を伝えたとごさいます。3点目がすでに両法定協で消防につきましては双方直轄で合意しておりますが、将来のこの表記がないので、消防の広域再編の協議が、今後、なされないということはない、書いてないから、今後、協議は始まらないということにならないということも申し上げました。それから4点目は東部衛生処理組合の経営合理化の必要性を伝えました。5点目に東部事務局といたしましても、この経営コストのことが課題であるという認識でございました。

それからこれは書かれておりませんが、1月13日付になります、再度、東部の事務局から薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いというタイトルでFAX文書の送付がありました。

内容といたしましては、調整案という題目で、1点目が入来町と祁答院町分を、委託、受託する方式とするということ、2点目が組合解散後は新さつま町に委託するという、それから3点目が委託期間については、現有施設が存在する間とするということ、4点目が委託料の額、財産、職員については合併までに調整するというごさいました。

なお、この委託期間の現有施設が存する間というのは、今から申し上げます付帯条件の中に移してもいいというような発言もございました。

そして付帯条件といたしまして、1点目が委託期間など委託に係る基本事項については、新市長と新町長が、県地方課長、市町村合併推進室長の立ち会いのもと、契約書を取り交わすものとするということ、このことについては、東部の法定協会長と川薩の法定協会長が、市町村合併推進室長の立ち会いのもと、川薩地区の合併調印式の前までに、すなわち来月2月19日までに文書で確認を行うこと。このようなことが条件としてついておりました。

そして16ページの下から2段目になりますけれども、このことを受けまして、全体的に1月13日、県のほうと協議に赴いております。

それから1月14日、昨日になります、会長のごあいさつにもございましたように、昨日の報告をいたしますと、昨日の夕刻、東部法定協の北村会長と事務局長が来庁されました。川薩地区は、森会長、局長、次長等に対応いたしました。北村会長からの要望が、先ほど申し上げましたような1月13日付のFAX文書の内容等のやり取りがあったわけでごさいます。

そして、協議の最終結果といたしましては、両会長の協議結果といたしまして、1点目が先ほど説明いたしましたように、衛生は委託、介護は一組継続の調整方針に合意し、北村会長、事務局長とも、本日、1月15日、川薩法定協の提案を了承されました。2点目が川薩地区としまして付帯条件がございましたけれども、昨日は要望として受けとめ、首

長会、県との協議が必要であることを伝えました。それからやり取りの中で川薩側の意見としては、合併協議におきましては、将来の取り組みも含めまして、基本的には相互の信頼関係の問題であるということも意見が出されました。それから4点目が新市長と新町長との確認契約につきましては、基本的に根本的に新市長と新議会の権限に属するのではないかというような意見も出されました。それから4点目の内容が東部地区からの付帯条件という形でお願いでございますけれども、他方、川薩地区としましても、東部衛生組合の経営合理化が必要であるということの意見が出されました。5点目が東部法定協の会長さんとしましても、組合の経営コストが課題であるという認識はお持ちでございました。

以上で昨日までの、特に一組、東部衛生関係の説明を終わります。

それではまた、合併協定書の一組の説明が長くなりましたけど、引き続き資料の3 - 1のほうにお戻り下さい。

資料の3 - 1、合併協定書の8ページをお願いいたします。

添付資料の紹介の形になりますが、資料3 - 1の8ページ、合併協定項目23 - 3、電算システム事業関連の「薩摩川内市地域情報化計画」、これにつきましては、末尾のほうに書いてございますが、別冊資料の3 - 2でございます。情報化計画は資料の3 - 2でございますので、後ほどご参照下さい。

それからこの資料の19ページをお願いいたします。

協定項目の一番最後になりますけれども、合併協定項目番号24、まちづくり計画(市町村建設計画)関連の資料につきまして、書かれておりますように「薩摩川内市のまちづくり計画」につきましては、別冊の資料の3 - 3でございます。まちづくり計画は、本日、資料の3 - 3として提出してございます。

それから説明の最後になりますが、資料3 - 1の20ページをお願いいたします。

ここからのページにつきましては、2月19日開催予定の調印式に係ります、調印書の様式の素案でございます。事務局のほうも先進例に倣いながら作っておりますが、20ページが構成9市町村の首長さん方の署名と押印の欄でございます。20ページから21ページになります。

開けていただきまして22ページをお願いいたします。

22ページのほうに立会人の欄がございますけれども、この一番上の段が、他市に倣いまして、特別立会人ということで、鹿児島県知事さんの署名欄でございます。その以下、合併協議会の委員ということで、川内市助役から始まっておりますが、首長さん以外の5名の方々を、22ページ、川内市が書かれております。

以下、順次、23ページをご覧くださいますと、樋脇町長さん以外の、5名の樋脇町の法定協の委員の皆様の署名欄ということで、しております。

この様式の詳細につきましては、今後、幹事会等で詰めていきます。

以上で、提案第54号、合併協定書案についての説明を終わりますけれども、本日は提

案で持ち帰りになりますので、だいぶではございますが、詳細につきましては各合併担当課長が説明いたしますので、そちらのほうにもお尋ね下さい。

長くなりましたけれども、以上で提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま提案第 54 号、合併協定書案につきまして、事務局のほうから説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

上野一誠委員

持ち帰り議案ですから、また持ち帰って確認をしなければいけません、ちょっと提案理由で確認をしておきたいことがあります。

5 ページの先ほど事務局のほうから説明がありました、一部組合の取扱いの件でありませけれども、基本的にはいろいろ、前回も私は、お互い法定協同士の問題で、できるだけ慎重を期してと、よりいい方法の中でご提案されたらというようなご意見も申し上げてきたわけですが、何とかこうして、それぞれの会長同士が議論し合って、1つの打開策でこのような方向性が至ったということは、大変いいことではないのかなというふうに思っております。

いろいろ報告の中でも触れられましたように、薩摩東部がこのことを了解する背景には、付帯条件として非常に委託期間というものを実際は心配していらっしゃるということが、事実だと思えます。言わば委託というのは、1年1年の契約になるのか、そのへんは分かりませんが、非常に新市になって、即、そのことが委託されないという部分になると不安なんだと。したがって、そういうことのないように、いろいろ現有施設がある期間とか、あるいはいろんなその期間にすごく懸念をされていらっしゃるというのが事実だというふうに思っております。

そうしますと、文言上はこれで、お互いが理解をされたという解釈になると思えますけれども、そこらあたりの問題は、今後、事務局で十分議論はされるとは言え、このことが、この法定協の中で、明確にされないままに理解をしておいていいものなのかどうか、そのへんの解釈の仕方を少し、考え方を教えて下さい。

森卓朗会長

私のほうから、ちょっとただいまのご質問に対しまして、お答えいたしておきます。

ご案内のとおり、先ほどから一部事務組合、とりわけ東部衛生処理組合のし尿、ごみ等の処理対策につきまして、いろいろと協議をしてきたわけですが、その中で、当初は宮之城を中心とする東部衛生処理組合では、入来と祁答院が抜けられたので、我々はもう直轄でやると言われた。自分達でやると、あなた達はあなた達のほうでやりなさいということ

で、昨年2月から、そういう意見を出され、協議をしてきたと。

そして、私ども皆さん方の議会にもお諮りいたしまして、皆さん方にお諮りいたしまして、私どもとしては継続でお願いしたいのだけれども、自分達だけでやると言われるから、やむを得ないので、新市としては直轄方式でやらざるを得ないということで、12月の17日までは、そういう形で皆様方に説明し、私もそれを受けて対応して、直轄方式でやむを得ないということで、新市で直轄でやっていくと。

入来、祁答院のごみ、し尿についてもそうしていくということで話し合いをして、協議をしてきたわけですが、12月17日に、それはまたどうもすみませんでしたと、考え方がまたちょっと住民の皆さん方の意見が変わってきまして、住民説明会等をしたら、いろんなしこりも最初はあったけれども、それは解けてきましたと、今度は継続でまたやりたいと思うので、直轄方式は薩摩東部衛生のほうは取り消しますと、一部事務組合で継続でやっていただくようにして欲しいという、またお願いをしてこられましたので、12月24日を1週間前に控えて、非常に戸惑ったわけですが、12月24日の協議会の中では、3択出して、どうしますかと、直轄でいきますか、どうしますかということでお諮りしたわけですが、直轄もやむを得ないと、こういう意見にまとまったわけでありすけれども、その後、ごあいさつの中で申し上げましたとおり、協議の中で、あるいは県の合併対策の推進室長さん方のお取り計らいによって、このままではいけないということで、何とか直轄方式はやめて、向こうの言われる、向こうの施設を使って、祁答院町、入来町はやっていただくようお願いしたいというお話もありましたので、では串木野と樋脇がやる委託方式、これでどうでしょうかという、いろんな案も出てまいりましたので、では一步譲って、それでいきましょうということで、昨日、最終的に委託方式でいましょうやと、薩摩川内市のこの川薩地区法定合併協議会は、祁答院と入来についてはそうしましょうということで、話がまとまったわけでありす。

そのあとの、がしかし、おっしゃるとおり、あとの委託の期間について、担保を取りたいとおっしゃったわけですね。委託期間をずっと現有施設が運転する限り、現存する限りというお話でありましたが、それは運転をする限りということでしょうけれども、委託はずっと続けて欲しいということでございましたので、それは私も現在の管理者としては、余命いくばくもない任期がまいりますので、また新市のこれは議会と新市の市長で、特に委託料の契約というのは単年度契約が原則となっていますので、それを現時点において長期間に渡って約束をするような文書、確認書、契約書、そういうものについては、一切、私としては今の立場では書けるはずがないので、今日は話を承ったということで、昨日はこの付帯条件の項については、お互い持ち帰って、関係市町とまた協議をしてみたいということで、お引き取りをいただいたわけでありす。

その中で、委託方式とするということについては、両方合意がOKでございましたので、今日はこういう形で提案をさせていただいたところでありす。

そこで私もその会議の中で、昨日の管理者との協議の中で、祁答院、入来、そして宮之城を含む3町、全部で5町の中では、委託方式でやるということについて、もう合意していると、そういうお話でありました。県のほうもそれについては了承して、また、立ち会いのもとに確認書なり、覚書なり、契約なりを、県のほうもそういうふうにして承している、こういうような表現をされましたものですから、今日、調整会議が少し長くなったんですけれども、両町の首長さん、助役さんに確かめたところであります。

そのようなことには了承してないというお話でありますので、ちょっと話が違っているなと思っているところであります。

そういう状況であります、ここでちょうど上野委員のほうから意見が出ましたので、私も実はこの県の西中須室長さんに、県としてもそういう契約書なり、立ち会いをして、合意をする旨の何かご指導、ご意見をなさって、そういうふうにするからとか、そういうふうにご指導するからというご発言があったんだろうかということで、私ももう誰もご意見がなければお尋ねをしてみたいと思ったところであります。そこらあたり、一応、第一段階、ちょっと置いていただけませんか。よろしゅうございますか。ちょっとそのご意見を聞いて、私もまた、上野委員もまたお話があるだろうと思います。

西中須浩一顧問（県地方課市町村合併推進室長）

ご指名ですので、県の西中須でございます。

この東部衛生処理組合の問題につきまして、今まで説明がございましたように、24日で川薩の法定協としては、直営でやるという方針が、一応、決まった段階で、今後、どういうふうに施設を有効に使っていくかという観点で、両方の合併協議会事務局ともお話をしまして、今までのような案が出ております。

その中で、一番心配されている、薩摩東部のほうの心配されているのは、あの地域にあります施設を有効にどう使っていくかということで、やはり将来に渡って活用できるような形で、是非お願いをしたいというお話もございましたけれども、今、会長さんがおっしゃいますように、将来の問題という整理でございます。

ただ、それについては、首長さん同士のお話の段階で、その要望という形で申し上げられたらどうかということで、その問題については、今後、協議をする中で、どういう委託の方法がいいのか、その施設を有効に使っていくためにはどうしたらいいのかというのは、今後、また協議をいただく話で、そういう方向になるという話ではないということは、薩摩東部の会長さんのほうにも申し上げております。

今後、両方の合併協議会で、その施設を有効に使うという観点から、是非、隣町になりますので、そこらへんはお互いの立場を十分ご検討いただいて、解決を見出していただければなというふうに思っています。それについて、将来についての問題は、こういうふうになりますよというのを、県としてきちっとそういう形で確約をしているということとはご

ざいません。

森卓朗会長

そこで、何かその確約書を取り交わすとか、県が立ち会いをするとか、そういうことについてはお話しはしていらっしやらないわけですか。

西中須浩一顧問（県地方課市町村合併推進室長）

先ほど申しましたように、その今後どういうふうにやっていくかというのについては、県として両方の法定合併協議会と十分話をしながら、その施設が有効に使われるような形を作っていくというふうには申し上げておりますけれども、それはあくまでも今後の協議の中でということでございます。

森卓朗会長

そういうことでありますので、まだこれからの協議と、付帯条件の期間を明記するとか、県が立ち会って協定書を取り交わすとか、そういうことまでの話にはまだなっていないところであります。

上野一誠委員

一応、今日は提案ですから、一応、それは理解しております。

ただ、これを提案するに当たって、付帯条件を飲まないこれは理解できないんだよというものが、やはり一方であるとすれば、そこらあたりもあったもんですから、あえて確認をさせていただいたんです。

それで、このことについては、私は率直に北村町長にも、発言のやはりそういう責任というか、やはりこういうことになった責任というのが率直に、やはりお詫びをされるべきだということも申し上げました。そして、そのことによって、入来あるいは祁答院の議会にも、そのようなちゃんとした文書を持ってお詫びもされましたし、また、我々特別委員会にもお出でいただいて、そういう失礼があったことはお詫びをされたということも事実です。

したがって、我々5ヶ町の議会としても、お互いにいい合併をするのであれば、こういうことが後を引かないように、例えどっちみちいずれにしても5ヶ町の議会の議決が必要な案件であるわけですから、この間も関係の議会で集まって、そのことはお互いに気持ちよくそういうことができるようにしていこうではないかという議論の中に、先ほどの報告のように、このことは理解をしているわけであります。

したがって、後々やはりそういうことも、今、要望が出ていることも含めて、十分にご協議をいただいて、よりよい方向をしていただきますように要望しておきたいと思えます。

森卓朗会長

要望でありますので、今後、付帯条件というこの項目について、こちらのほうが理解を示して飲んでいくのか、あるいは話が物別れになるのかは、今後の協議になると思いますが、今、5町の議会の皆様方では、そういう話し合いがなされて、一緒にやっっていこうということですね。首長さん方はちょっと意見が違っていったような気がしますので、これからの協議と、また、県の地方課の合併推進室の室長さんのご指導やらいただかなければいけないと思います。法的なやっぱり関係も出てくると思います。

長期に渡って、委託料というものの関係の見通しを文書でもって、後年度にずっとやりますよということについて謳っていけるのかどうか。また、その新しい首長、新しい議会の中で、毎年予算措置をした中でやっていかなければならないものなのかどうか。いろいろ私も勉強しないといけないということで、昨日、北村管理者のほうにも、お互い話をしておりますので、今日は持ち帰りでございますので、また、皆さん方のご意見も、また今後、この会議で出てくると思いますので、よろしくご理解をいただきますように、また、いい知恵を出していただきますように、お願い申し上げます。

ほかにございませんか。

一緒に行こうとしますというと、薩摩川内市になりました場合は、私もちょっと意見を申し上げたわけですが、ごみ、新しい議会ができて、これはもうその時は私のほうも外野でやっているなということになるかも知れませんが、議会の皆さん方、議長さん方がおられるわけですが、ごみの1トン当たりの、今の川内市のクリーンセンターにおける焼却の1トン当たりの単価はどの程度なのかということで、資産をして出せということなんですね。

今度は樋脇町が串木野に委託する、そこの串木野のごみの委託料は1トン当たりいくらかと。だいたい1万2、3千円でございますと、こういう数字が。

では、薩摩東部の今のごみの処理の単価はどの程度かということでこうしますと、だいたい50%近く、新しい設備ということもありますでしょうし、機能もいい施設だと思んですが、50%ぐらい高いんですね。そこらあたりの平均をどうしていくか。あるいは合併処理浄化槽の1年に1回の点検をしなければいけないんです。これらの点検料は、川内の場合で取りますというと、5人槽から7人槽で、だいたい2万2、3千円が単価です。これはいろいろあれがあるのでしょうけれども、山間部とかいろんなあれもあるんでしょうけど、4万円近くあるわけです。差があるんですよ。

だから同じ薩摩川内市になった時に、そこらあたりも、委託した場合も同じ料金で、薩摩川内市の市民は等しく平等であるように受け入れていただけるのかどうか。そこらあたりも、私もその先のことまであんまり心配しないで私自身はいいのかも知れませんが、そういうのを考えるというと、そういうのもおたくのほうでも勉強して整理をしてい

ただかなければいけないと。こういうことを夕方まで延々と話をしたりして、コストの引き下げとかそういうものについても努力するという北村管理者のお話でありましたが、この問題はいろいろ協議をして、いろいろ調整していかなければ、現時点で単純に、期間をずっとやっていきますということを文書で書くことについては、ちょっといかがなものかということで、昨日、話が、付帯条件についてはまとまらなかった。

しかし、それぞれ持ち帰って、また、お諮りはしてみますということでございましたので、委託にするということだけはご了承いただきました。あとがまだもやもやですので、おっしゃるとおり協議をしていかなければいけないと、このように思っておりますので、持ち帰りでございますから、また、皆様方のお知恵をお借りしたいと思えます。

一部事務組合の関係、これでよろしゅうございますか。

では、ただいま合併協定書案につきましては、特に一部事務組合の関係の経過説明等を含めて時間をかけましたけれども、今日はお持ち帰りでございますので、この程度でこの項については終わりにさせていただきたいと存じます。事務局いいですか。

それでは2番目の名付け親大賞等の選定、1、名付け親大賞についてを議題といたします。説明をお願いします。

田中良二事務局長

資料2の7ページをお願いいたします。

(2)名付け親大賞等の選定(抽選)でございます。

新市の名称といたしまして、薩摩川内市と応募されました792名の中から、名付け親大賞1名の抽選と、名付け親賞10名の抽選を、ただいまから行いたいと思えます。

7ページの様式が、ご覧のとおり、名付け親大賞1名の欄の整理番号、それからその下の欄が名付け親賞10名の抽選された方の氏名記載欄ということでございます。

なお、抽選されました応募者の氏名等を、委員の皆様にご確認いただくために、資料4といたしまして、「薩摩川内市」応募者一覧表というのを配布してございます。このあと、少しご活用いただきます。

なお、進行からございましたように、この資料4につきましては、会議終了後に回収の取扱いとさせていただきます。

8ページをお願いします。

8ページが参考資料といたしまして、賞品及び贈呈対象者等の決定方法ということで、本件につきましては、昨年8月12日の第3回法定協で承認された事項でございます。

それですでに分けた抽選ということで、議長の指示がございましたが、1の賞状及び副賞につきまして、名付け親大賞1名、右にございますように、賞状及び10万円分商品券(但し、児童・生徒の場合は10万円分図書券)、さらに地元特産品ということでございます。

それから2のところに行きますけれども、名付け親大賞の決定方法ということで再確認いたします。

新しい市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は川薩地区法定協の会場の場において公開で行う。抽選方法は、対象作品の応募者の氏名・住所に番号を付け一覧表にし、抽選箱に番号を記載した用紙を入れて、会長が抽選を行うというものでございます。

まず議長、再確認になりますけど、この決定方法の再確認をお諮りいただいてから、会長のほうで1名を具体的に抽選の作業をお願いいたします。

森卓朗会長

説明が終わりましたが、この会長ではなくて誰か、女性参画の時代だから、女性の皆さん方の中からやってもらえれば。会長がするというと、ちょっと調子が悪いような気がします。あとで恨まれるのでは。

田中良二事務局長

この決定方法の再確認でよろしければ、具体的にもう決定しておりますので、会長のほうで1名の抽選を、是非、お願いしたいということでございます。

森卓朗会長

これはもう決定しているの。

田中良二事務局長

上に、申し上げましたように、昨年8月12日の法定協でしたので、内容の確認の意味でお諮りしたいということでございます。

森卓朗会長

8月にもう決めてあったわけ、これは。

そういうことだそうでございます。できれば私は今日は女性の方にとっただけでも。

田中良二事務局長

それでは、ただいまの決定状況、確認事項に添いまして、漢字の薩摩川内市に応募されました792名の方の番号を付した箱を担当が持ってまいりますので、皆さんの公開の場で1名の抽選を会長が行います。

森卓朗会長

ではそういうことで、もう前もって決めてあったということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

(抽選箱から1名抽選)

森卓朗会長

193番。

田中良二事務局長

ただいま森会長が名付け親大賞を抽選されまして、資料4の4ページ、通し番号193番、川内市の川畑洋一さんが名付け親大賞に抽選、選定されましたので、ご報告いたします。

法定協の委員の皆様には、お手元に資料4がございますので、間違いはないと思いますけれども、4ページの193番目、間違いなく森会長の抽選はこの番号でございました。

それでは引き続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

資料2の8ページでございますが、議長、次の作業に進めさせてよろしいですか。

ただいまの名付け親大賞1名が選定されましたので、次の作業といたしまして、8ページの1の賞状及び副賞について、名付け親賞、最高10名でございます。これも8月に確認済みではございますけれども、賞状及び1万円分の商品券(但し、児童・生徒の場合は1万円分の図書券)及び地元特産品ということでございます。

この3の名付け親賞の決定方法でございますが、これも決定事項でございますので、報告のみといたします。

新しい市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から最高10名を、会長・副会長が抽選で行う。抽選方法については、名付け親大賞の例によるものとなっております。

本日は今別府副会長が公務出張中でございますので、森会長と黒瀬副会長に、各5名ずつの抽選をお願いしたいということで、お願いしたいのですが。

森卓朗会長

では黒瀬副会長のほうから、5名をまずお引き下さい。

(黒瀬副会長抽選箱から5名抽選)

森卓朗会長

580番、151番、226番、567番、267番。もう一回言って下さいね。

今度は私が5枚。

(森会長抽選箱から5名抽選)

村岡斎哲総務広報班員

527、430、466、231、696 番です。

田中良二事務局長

それでは、ただいま森会長、黒瀬副会長のほうで選んでいただきましたので、番号のほうだけ取り急ぎ報告して、次のほうにお願いいたします。

まず黒瀬副会長が選ばれました番号だけを申し上げます。151 番目、それから 226、267、567、580、以上、5 点でございました。

それから森会長の抽選によりまして、231、430、466、527、696、以上の 5 点、合計 10 点でございます。

氏名等につきましては、その他の欄でもまとめて、後ほど確認させていただきますので、以上で抽選のほうを終わります。

なお、それから資料の 8 ページをお願いいたします。

資料の 8 ページの 5 の各賞の決定時期、発表、贈呈についてとございますが、確認の意味で申し上げます。

ただいま薩摩川内市に応募されました方の中から 11 名が親大賞と親賞に選ばれましたけれども、8 月時点での申し合わせでございますけれども、特に一番下の欄でございます。贈呈につきましては、「名付け親大賞」のみ抽選で決定した協議会の次回の協議会、すなわち 1 名の方につきましては次回、1 月 29 日の協議会において贈呈を行うものでございます。以上でございます。

森卓朗会長

名付け親大賞の選定につきましては、名付け親大賞、名付け親賞、ただいま決定をいたしましたところであります。

では引き続きまして報告事項につきまして、これから協議に入ります。

まず 第 8 回新市名称等検討小委員会の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

山元温冶新市名称等検討小委員会副委員長

新市名称等検討小委員会の副委員長を務めさせていただきます、東郷町の山元でございます。

ただいま会長のほうから小委員会会議の報告を求められましたが、本日は田中委員長が所用で欠席されておりますので、委員長に代わり私が新市名称等検討小委員会設置規程第 7 条の規定に基づきまして、第 8 回新市名称等検討小委員会会議のご報告をいたしたいと思います。資料の 9 ページをお開き下さい。

第8回新市名称等検討小委員会は、12月の24日水曜日、第12回法定協議会終了後に開催をいたしました。会議は小委員会委員18名全員が参加し、協議が行われました。

協議事項は、協議第12号、新市名称応募者の中から優秀賞の選定についての1件でございました。

新市名称応募者の中から優秀賞決定につきましては、新市名称候補として協議で提案されました5点から、新市名称として12月の24日の第12回協議会で決定されました漢字の薩摩川内市以外の4点から、作品ごとに5名ずつ、合計20名の優秀賞を決定いたしました。

20名の皆様の氏名等の報告は、事務局長にお願いするということで、第8回新市名称等検討小委員会の報告とさせていただきますと共に、この第8回新市名称等検討小委員会の会議で、私達小委員会としての協議、調整は終了となりました。以上、ご報告いたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま第8回新市名称等検討小委員会の報告について、山元副委員長のほうから報告がありました。詳細について、事務局のほうから何か補足説明がありましたらして下さい。

田中良二事務局長

9ページのほうで、ただいま山元副委員長からご報告があったとおりでございます。

ご覧のとおり、整理番号1から4番まででございますが、小委員会の全員の出席のもとで、全員の皆様が抽選に携わっていただきました。

まず整理番号1の「さつま市」につきましては、応募者310名の中から5名でございます。2番目の「薩摩市」につきましては、335名の応募者の中から5名が選ばれました。番号の3番目、「さつま川内市」につきましては、1,202名の中から5名の方が選ばれました。4番目の「川薩市」につきましては、589名の応募者の中から5名が選ばれました。

住所・氏名等は列記のとおりでございます。合計20名の皆様でございます。以上で終わります。

森卓朗会長

ただいま小委員会の報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、漢字の「薩摩川内市」以外の名称から外れた4つの市名について、その中から20名の方を選んだということでございますので、名簿は9ページに記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして2番目の薩摩川内市まちづくり計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班、古川でございます。

薩摩川内市まちづくり計画につきましては、県知事協議を経て、前回の協議会で決定されました。その後、計画書をいわゆる合併特例法第5条第4項に基づきまして、鹿児島県知事へ12月25日、総務大臣へ1月5日付で提出したことを報告いたします。

なお、今後、総務大臣から国土交通大臣など、国の関係行政機関の長に計画書が送付されることとなります。説明は以上です。

森卓朗会長

薩摩川内市まちづくり計画について、これまでの経過と今後の取扱いについて報告をいたしました。何かご質問ございませんか。

特別にないようでございますので、ご了承いただきたいと思います。

引き続きまして3番目の事務の進捗状況について、関連がございますので4番目の9専門部会の進捗状況についてを一括して事務局から説明をしていただきます。各班長、説明を随時お願いします。

森園一春総務広報班長

ページの11ページでございます。事務進捗状況についてでございます。まず総務広報班からでございます。

協議会日よりでございます。1月30日に第7号を発送予定でございます。第7号につきましては、第12回、第13回の協議会分でございます。

ホームページにつきましては、1月14日現在、アクセス件数が17,146件ございました。議事録作成、新市名称につきましては、お目通しを願いたいと思います。

古川英利計画班長

引き続き計画班でございます。

1月13日に、まちづくりフォーラムの委員の方々へ、決定されました計画と住民説明会資料について説明し、意見交換を行いました。これでフォーラム委員の皆様の予定された活動は終了となりました。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。一番下の欄でございます。

事務事業の一元化関係につきまして、12月15日から12月31日まで、専門部会延べ7回、分科会延べ31回の開催となっております。

また、7月10日からの全体としましては、専門部会が70回程度、分科会が500回程度、

調整会が 60 回程度ということで、約 630 回程度の会議を重ねてきております。

続きまして 12 ページをお開きいただきたいと思います。9 専門部会の進捗状況についてでございます。

各部会とも事務事業の細部調整を引き続き行い、例規の一元化調整等を行ってきております。

主なものにつきまして、部会のほうの報告を申し上げますと、総務部会におきましては、現在、職員の定数、事務分掌等の調整に取り組んでおります。

また、企画財政部会におきましては、地区コミュニティ協議会制度の調整の検討をしております。

また、住民健康福祉部会では、社協との調整等も進めながら行っておりますが、社協のほうにつきましては、1 月 22 日、第 4 回の協議会を開催予定でございます。

電算情報部会につきましては、システム統合作業や新市のネットワークの詳細調整ということで、取り組んでおります。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

もう全部報告は終わりですね。

何か、ただいま 3 と 4 について報告をいたしました。委員の皆様方からご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、一応、3、4 の項目については終わりにさせていただきます。

一部事務組合についてを議題といたします。事務局長の説明をお願いします。

田中良二事務局長

報告の資料といたしましては 16 ページでございますが、先ほどの合併協定書案のところで説明いたしましたので、ダブリますので省略いたします。

最後に、口頭になりますけれども、お願いと報告をしておきます。

本日をもって一部事務組合の生活密着型につきましても、全て提案済みでございますので、限られた時間でございますけれども、慎重審議の上、是非、2 月 19 日には承認していただくように、重ねてお願いいたします。

それから最後に今後の一組協議の方法なんですけれども、我々法定協事務局と併せまして、一部事務組合の事務局の仕事が大変重要になってまいります。

1 点目には、一部事務組合の組織規約の改廃につきましては、一組事務局が構成市町村に対しまして、共通議案の素案策定の仕事が出てまいります。

2点目は、多額の財産があるわけで、プラスマイナス、資産と負債がございますが、その財産処分の方法検討と、関係市町村への金額の提示というのが出てまいります。

3点目は、本日、議題にありましたように、一部事務組合から委託方式に切り替える場合、委託料の算定方法と資産金額の提示を求められます。当然、委託料の算定には、これまでの実績がございますので、これまでの一組負担金との関係、あるいはごみ処理料が関係してまいります。

それから一番重要になってまいりますのが、一組は県知事の許認可、介在がございますので、それと併せまして、一部事務組合の構成市町村が協議する場の設定を、一組事務局の仕事としてこれから回数も増えてまいります。

以上で終わります。お願いします。

森卓朗会長

一部事務組合についての今後の取扱い等について説明いたしましたが、何かご意見ございませんか。

特別にないようでございます。先ほど出ましたご意見等も含めて、これからそれぞれの構成する一部事務組合の関係市町村、協議が重ねられていくと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして 各市町村住民説明会についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。資料のほうは17ページをお開き下さい。

前回、12月24日に住民説明会の日程につきまして、お示ししておりました。その中で変更が生じておりますので、ご説明を申し上げたいと思います。

資料の52、53番、一番左端の番号でございますが、52、53番でございます。

上甕村の、当初の予定ですと、2月の5日に開催予定でございましたが、ここが2月の3日に変更になっております。他の町村につきましては、現在のところ変更は聞いておりませんので、予定どおり実施されることになると思います。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

住民説明会、これから各地域で行われますが、どうかひとつ合併事務局の職員も、できるだけそれぞれの会場、出身地の市町村の会場にも出向させる予定でございますが、関係市町村の職員の皆さん方には、ひとつ十二分、住民の皆さん方に説明ができるように、ひとつ体制を取ってやっていただきたいと存じます。

何かございませんか。

奥平幸己調整班長

申し訳ございません。資料の2月3日、曜日のところが木曜日となっておりますけれども、火曜日の誤りでございます。ご訂正のほうを申し訳ございません、よろしく願いいたします。

曜日が木曜日となっております。上甌の太枠で囲った2月3日のところが、火曜日に訂正をお願いいたしたいと思います。申し訳ございません。

森卓朗会長

17 ページ、黒枠で囲んであるところの曜日が木曜日になっていますが、火曜日の間違いでありますので、ご訂正方お願いします。

この項、何かご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、住民説明会の項はこれで終わります。

続きまして、その他でございますけれども、委員の皆さん方から、この際、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

特別にないようでございます。

では続きまして、次回協議会の開催等について、あるいは合併協定項目(46項目)の協議状況について、合併協議会スケジュールにつきまして、一括して事務局から説明をいたさせますので、説明をして下さい。

司会者(川野眞司事務局次長)

事務局でございます。

まず先ほど、会長、副会長による抽選で、名付け親賞にご当選されました10名の方につきまして、発表させていただきたいと思います。

まず151番、川内市の柏木昌子様、それから226番、鹿児島市の小牧保雄様、それから231番、川内市の小牟田裕子様、それから267番、川内市の佐多康彦様、それから430番、川内市の中園敏雄様、それから466番、里村の西園まなみ様、続きまして527番、里村の日笠山昇様、それから567番、川内市の福山謙司様、それから580番の川内市の二見洋一郎様、続きまして696番の里村、山下三男様、以上でございます。

賞状等の発送がございますので、また、後ほど事務局のほうから連絡をしたいと思います。

続きまして次回の日程等でございます。資料が18ページでございますが、次回の協議

会は1月の29日に川内市で予定しております。ご協議いただきます内容は、本日提案いたしました合併協定書案のご審議ということになっております。よろしくお願いいたします。

それから資料が20ページでございますが、廃置分合申請に至るまでの協議会等での審議スケジュールになっております。後ほどお目通し方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

森卓朗会長

その他につきまして、次回開催日程、合併協定項目、合併協議会スケジュール、説明いたしましたのですが、何かご質問ございませんか。

特別にないようであります。事務局も何もありませんか。

本日予定されました議事につきましては、これで全て議了をいたしました。皆様方のご協力に深く感謝を申し上げます。

新市名称の決定の名付け親になられました方々も、本日、決定いたしまして、大変、受賞決定を受けられました方に対しましても、心からお祝いを申し上げる次第であります。

どうかひとつこれからまだまだ大きな山があると思いますが、皆様方のご協力を得まして、とりあえず住民説明会をまずは無事に終わりたい。そして、いろいろなご意見が出てまいりと思っておりますので、またそれを持ち寄って、できるだけ住民の皆さん方の意見を酌んで、これから合併の方向に向かって、作業をまたさらに進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆さん方のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。座長の役目を終わらせていただきます。

本日は大変ご苦勞様でございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは以上をもちまして、第13回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

なお、資料4の名称応募者一覧表につきましては、回収いたしますので、机の上に置いて帰って下さいますよう、よろしくお願いいたします。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長